

京都・聖護院門跡による山伏行列と護摩法要
長い年月を経て再開された伝統行事をご見学ください
さい

湯浅町歴史文化財活用実行委員会事務局
産業観光課伝建推進室 ☎ 64-1128

産業観光課伝建推進室 2011年4月

産業衛生課伝推進室 264・1128

日 時 9月28日(月)29日(火)
場 所 駅前多目的広場
(10時~16時)

インターネット回答のなかつた世帯にのみ調査員が直接訪問し、調査票を配布します。（9月下旬）
調査員が直接世帯を訪問し、調査票を回収します。（10月上旬）



12時30分～13時30分 護摩法要〔深専寺参道〕
14時～ 山伏行列〔深専寺出発〕
※詳しくは広報ゆあさ8月号をご覧ください。

臨時福祉給付金の申請はお済みですか？

申請受付期間
場所
湯浅町役場1階
11月4日まで

※申請が済んでいない方は申請書に必要事項を記入し必要書類を添えてご提出下さい。(合計の丁度数は2つ)。

いただいております。)

別記日程で駅前多目的広場にて臨時福祉給付金申請書の受付をさせていただき

い方に関しては、湯浅町役場での受付のみとさせていただきます)

10月1日 国勢調査を実施します！
国勢調査湯浅町実施本部☎64-1112

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。みなさまのご理解・ご協力よろしくお願いします。

9月9日は救急の日！
湯浅広川消防組合消防本部 64・0119
から12日の一週間が救急医療週間となっています。

- 回答手順
- ・調査員が直接世帯に訪問し、「インフォームドコンセント」の確認と「マーケットフォン」を利用したうえで、どうも簡単に回答できるようになりました。

救急出場件数は全国的に年々増加しており、平成26年の管内（湯浅町・広川町）の救急出場件数は1090件でした。救急車の適正利用にご理解・ご協力をお願いします。

また、救急啓発活動を次のとおり実施します。

また、救急啓発活動を次のとおり実施します。

- ・ 調査員が直接世帯に訪問し、「インターネット回答の利用案内」を配布します。(9月10日～)

▲インターネットで回答いただいた世帯

▼インターネットで回答のなかつた世帯については、以下の手順で回答お願

内 容
ウエットティッシュ等、救急啓發
グッズの配布

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

国民年金保険料「10年の後納制度」は
9月30日まで
国民年金保険料専用ダイヤル
☎ 0570・011・050

「10年の後納制度」は、過去10年間に納めた国民年金保険料を納付することができる仕組みです（本来国民年金保険料は2年経過すると時効により納付することができません）。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納めた国民年金保険料を納付することができます。「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方は、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには申し込みが必要です。

後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ
後発医薬品利用差額通知コールセンター
☎ 0120・530・0006 (通話無料)
和歌山県後期高齢者医療広域連合
☎ 073・428・6668

8月下旬から9月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象にジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。

募集種目	受付締切	応募資格（年齢・学歴）
自衛官候補生（男子）	随时募集	18歳以上27歳未満対象
自衛官候補生（女子）		
一般曹候補生	9月8日（火）	
航空学生		
防衛大学校学生		
防衛医科大学校 医学科学生	9月30日（水）	高卒（見込含）21歳未満対象
防衛医科大学校 看護学科学生 (自衛官コース)		

防衛省からの自衛官募集のお知らせ
自衛隊和歌山地方協力本部
有田募集案内所
☎ 82・6631

※お薬によってはジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。
かかりつけの医師又は薬剤師にて相談ください。

進のお知らせを送付しています。
患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。
※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

湯浅警察署からのお知らせ
湯浅警察署
☎ 64・0110

警察は犯罪等による被害に未然防止についての相談に応じています。

警察相談にかかる専用電話は、局番なしの「#9110」です。（※緊急の事件事故は110番を利用してください）

なお、この電話は、携帯電話・スマートフォンからも利用可能ですが、ダイヤル回線の電話や一部のーP電話については利用できません。よって、この場合は、相談窓口直通番号（073・432・0110）をご利用ください。

その他相談に関する電話は次のとおりです。

《相談ネットワーク》
行政相談・民事相談・交通事故相談
県民生活課
☎ 073・441・2356

和歌山県消費生活センター
女性相談・DV相談
☎ 073・443・1551

和歌山県子ども・女性障害者相談センター
☎ 073・445・0793

性暴力被害に関する相談
わかやまLINE（マイナン）
☎ 073・444・0099

家庭教育、子育てに関する電話相談
☎ 073・447・1152

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています